

【ごみを出すときの注意事項】危険ごみは種類ごとに別々の袋に入れて出してください。(ポリカゴには入れないでください。)

## 国民健康保険 70〜74歳の方の医療制度

国保に加入している方のうち、70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

●平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

・70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方は誕生日)の診療から、窓口負担が2割になります。

例)平成26年4月2日〜5月1日に70歳の誕生日を迎える

方↓5月の診療から2割負担  
・窓口負担には毎月の負担上限額が定められています。70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

●平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

・平成26年4月以降も1割負担のまま変わりません。  
例)平成26年3月2日〜4月1日に70歳の誕生日を迎えた方↓4月の診療からも1割負担  
・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

※一定の所得がある方は、これまでと「おひらき」割負担となります。

▼問い合わせ先

保険課 国保係 ☎(56)9134

## 国民年金 学生納付特例について

平成25年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、平成26年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。

●継続して学生納付特例を希望する場合  
…同一の学校に在学する場合、そのハガキに必要事項を記入し、年金機構に返送してください。学生証の写し(又は在学証明書)の添付は不要です。

●平成26年度は保険料の納付を希望する場合  
…納付書を送付いたしますので、宇都宮西年金事務所に「ご連絡ください」。  
※4月からはじめて学生納付特例の申請をする方は、学生証の写し、又は在学証明書を添付して役場保険課、又は年金事務所まで申請をしてください。

▼問い合わせ先

●保険課 高齢者年金係

☎(56)9129

●宇都宮西年金事務所

☎(028)622(4)281

## パブリックコメントの結果について

●上三川町

地域防災計画(素案)

上三川町地域防災計画(素案)について、平成25年9月18日(水)〜10月18日(金)にパブリックコメントを実施した結果、意見等はありませんでしたのでお知らせいたします。

●上三川町

第2期食育推進計画(素案)

上三川町第2期食育推進計画(素案)について1月14日(火)〜2月14日(金)にパブリックコメントを実施した結果、意見等はありませんでしたのでお知らせいたします。

▼問い合わせ先

企画課 情報広報係

☎(56)9117

## 平成26年4月から

# 後期高齢者医療保険の保険料率等が変わります

保険料率は、2年に一度見直されることとなっています。

少子高齢化や医療技術の高度化等の影響による1人あたりの医療費の増加に対応するため、次のように改定しました。

	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割額	42,000円	43,200円
所得割率	8.54%	8.54%
賦課限度額	55万円	57万円

\*均等割額とは、被保険者全員に等しく負担していただくものです。

\*所得割率とは、被保険者の所得に応じて負担していただく所得割額を算出するために用いる割合のことです。

\*賦課限度額とは、賦課される保険料(年額)の上限額のことです。

所得の低い方に対する均等割軽減のうち、5割、2割軽減については、該当となる基準が拡がります。その他の9割、8.5割軽減や所得割軽減、これまで被用者保険(社会保険等のサラリーマンの方が加入する保険)の被扶養者であった方に対する保険料軽減措置は、今年度も継続されます。

### ▶問い合わせ先＝

●栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805(代表)

●税務課 住民税係 ☎(56)9122

## 「上三川町第2期食育推進計画」を策定しました。

町では「上三川町第2期食育推進計画(平成26年度～30年度)」を策定しました。

計画では食育と地産地消を推進することにより生きる力の源である「元気」、健康によって保たれる「生命(いのち)」、食への感謝の心を醸成していく「豊かな心」を育むことを目指します。

基本目標を①「食育の環(わ)の拡大」②「適切な食習慣の構築」③「食を通じた感謝の心の育成」④「食の安全・安心と食文化の伝承」とし、家庭や関係団体などの取り組みと各個人のライフステージ(年齢)ごとの取り組みを示しています。

### 食育って何？

食育とは、心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力をも身につけ、健全な食生活を実践できる人を育てることです。

食育の実践例としては、「自分で料理をする」「家族や仲間と一緒に食事をする」「バランスのとれた食事を心がける」「農業体験など食に関する体験をする」「地産地消を心がける」「食品表示を確認する」などがあげられます。難しいことではなく、私たちが毎日していることが「食育」です。一人ひとりができることから取り組んで、町全体で食育の環(わ)を広げましょう!!



### ▼問い合わせ先!!

健康課 成人健康係  
☎(56)9133